

# ハローワークの一部地域において「地域雇用開発助成金」の 受付を終了します

## 1. 地域雇用開発助成金とは

雇用機会が特に不足している地域(※)において、事業所の設置・整備を行い、ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れた事業主に対して助成金を支給する制度です。

※地域雇用開発促進法第2条による雇用開発促進地域をいう。

ハローワーク長崎及びハローワーク西海の管轄地域は平成26年3月31日をもって当該指定期間が満了します。

### 【助成金制度の概要】

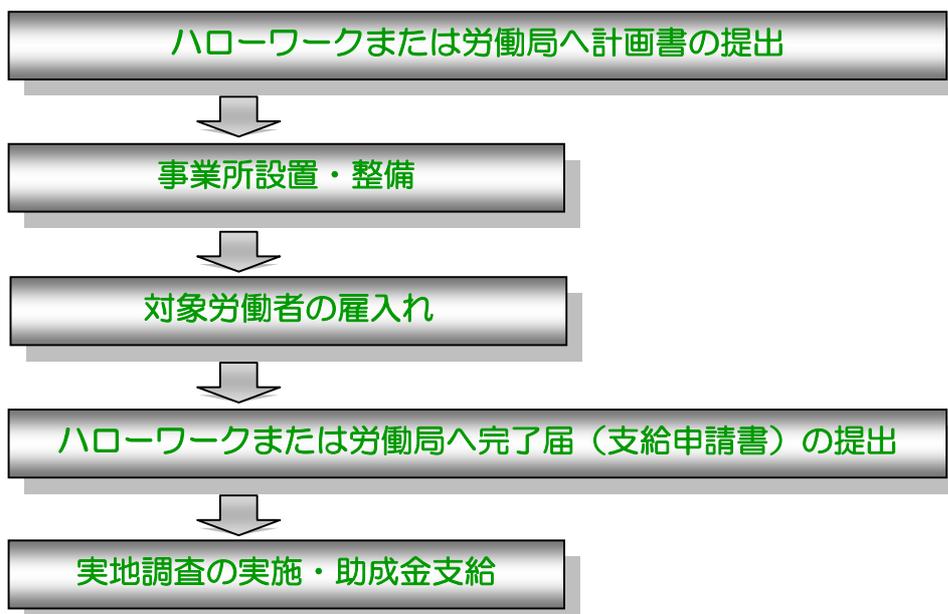
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/chiiki\\_koyou.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html)

## 2. 支給対象地域は

平成26年3月31日まで・・・諫早市、島原市を除く県内地域

平成26年4月1日以降・・・長崎市（旧西彼杵郡伊王島町、旧同高島町、旧同野母崎町、旧同外海町を除く）、諫早市、島原市を除く県内地域(予定)

## 3. 助成金支給までの流れ



長崎市（一部地域を除く）において、事業所の設置・整備を検討している事業主の方は、**3月31日**までに計画書を提出しないと助成金の支給が出来ませんのでご注意ください。